

令和 7 年 2 月 8 日
全国女性税理士連盟
会長 奥田 よし子

配偶者控除・配偶者特別控除の廃止要望書

配偶者控除は、片働き世帯の妻のいわゆる内助の功への配慮として昭和 36 年（1961 年）に扶養控除から独立して別個の所得控除として設けられ、昭和 62 年（1991 年）には妻のパート労働に対する配慮として配偶者特別控除が設けられた。しかし、今日においては、社会経済の構造が大きく変化しており、配偶者控除等は、時代に適合せず、就業調整の要因となり、女性活躍推進を阻み社会的経済的な損失をもたらしている。

全国女性税理士連盟は、以下の理由により配偶者控除等の廃止を強く要望する。

【理由】

1. 税制は、憲法における両性の本質的平等と夫婦の協力扶助義務を本旨とすべき

憲法第 24 条は「家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」を定めている。これに立脚して、民法は夫婦間における協力扶助義務（民法第 752 条）を定めている。

夫婦間に関係する税制は、内助の功や扶養を基調とするのではなく、対等な立場の夫婦の協力扶助を本旨として構築されるべきものである。

2. 働き方や家族の形が大きく変化した今日、課税の公平を欠いている

昭和 55 年（1980 年）と令和 5 年（2023 年）を比較すると、配偶者のいる世帯における共働きの割合は 36%から 72%に増えている。一方、配偶者のいない未婚・単身世帯の割合が 20.8%から 38.0%に、ひとり親世帯は 240 万世帯（6.3%）から 500 万世帯（9.0%）に増えており、働き方も家族の形も大きく変化している。

今日においては、配偶者のいる片働き世帯のみを優遇する配偶者控除等は、課税の公平を欠いている。

3. 「意識の壁」として就業調整の要因となっている

令和元年（2019 年）の改正により配偶者特別控除の適用範囲が拡大されたが、制度が複雑化し、納税者にはより理解しにくいものとなった。このため、納税者の意識の中には「103 万円の壁」が依然として残り、「意識の壁」として就業調整の要因となっている。

就業調整は、女性本人の経済的自立を阻害し、社会における女性活躍推進を阻むのみならず、更なる国内の労働力不足をもたらし、GDP の引下げ要因となるなど、社会的経済的な損失を生じさせている。

女性が尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現のためにも、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む、働き方の選択に中立的な税制が求められている。

4. 少子化対策に資する税制を構築すべきである

我が国最大の課題である少子化問題については、あらゆる施策を総動員して対応しなければならないが、子育て世代の可処分所得を増加させることも重要な課題である。近年、労働環境の多様化に伴い、転職や非正規雇用割合が増えており、所得が不安定となることにより結婚や出産を控える原因にもなっている。配偶者控除等を意識せず働くことができれば、所得を増やすことにつながり、少子化対策にも有効である。

5. 年末調整事務の過重な負担を強いており、プライバシー保護の観点からも問題がある

年末調整では、配偶者の年間所得の見込額を基に配偶者特別控除を計算することとなる。このため、実際の所得金額が見込額と異なると再計算をしなければならず、計算も複雑で、事務負担が増大している。

また、配偶者の年収などの個人的な情報を勤務先に開示しなければならないことは、プライバシー保護の観点からも問題がある。

6. 総括

以上のおり、配偶者控除等については種々の問題があり、これを解決するためには、配偶者控除等を廃止するとともに、人的控除を体系的に見直し、基礎控除を増額すべきである。